

三条市特別の理由による任意予防接種費用の助成のご案内

骨髄移植等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できず再度の予防接種を受けることが必要と医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減及び感染症予防のため、再接種費用を助成します。

事前の手続きが必要ですので、子どもの育ちサポートセンターまでお問い合わせください。

対象者 次の①～③のすべてに該当する人

- ① 骨髄移植その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できず再度の予防接種を受けることが必要と医師に判断されていること。
- ② 助成対象予防接種の接種日において、市内に住所を有すること。
- ③ 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。

助成対象となる予防接種 次の①～③のすべての要件を満たすもの

- ① 予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- ② 使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること。
- ③ ①の予防接種のうち、四種混合、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌については、次の年齢に達するまで、それ以外の予防接種については20歳に達するまでの間の接種であること。

・四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	…15歳
・BCG（結核）	…4歳
・ヒブ	…10歳
・小児用肺炎球菌	…6歳

※平成31年4月1日以後に行われた予防接種に適用します。

助成金額

予防接種にかかった費用

ただし、三条市の委託料金を上限とします。



手続き方法

裏面をご覧ください。

問い合わせ

三条市教育委員会

子どもの育ちサポートセンター 総合支援係

☎0256-45-1114（内線246）

手続き方法

1 再接種前の手続き

- ① 再接種を受ける前に子どもの育ちサポートセンターへお問い合わせください。
- ② センターから申請に必要な書類をお渡しします。
 - ・三条市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定申請書
 - ・三条市特別の理由による任意予防接種費用助成に関する理由書
- ③ 申請書に必要事項を記入してください。理由書は、主治医に依頼してください。
- ④ 記入した申請書と理由書に母子健康手帳（骨髄移植その他の理由が生じる以前の定期予防接種の履歴が確認できるもの）又は当該履歴が確認できるものの写しを添えて子どもの育ちサポートセンターへ提出してください。



2 助成認定

子どもの育ちサポートセンターで申請を受付後、助成認定の審査を行い、助成認定がされた場合は、「三条市特別の理由による任意予防接種費用助成対象認定通知書」を送付します。
※不認定の場合は、「三条市特別の理由による任意予防接種費用助成対象不認定通知書」を送付します。



3 再接種

医療機関で再接種を受けます。接種費用については、一旦、全額自己負担でお支払ください。
その際、次のものを医療機関から受け取ってください。助成の申請に必要となります。

- ・領収書（接種対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名が明記されたもの）
- ・予防接種予診票の原本又は写し



4 接種費用の助成申請

事前申請した予防接種の接種日から6か月に達する日の属する月末まで（※）に、次の書類を提出してください。

- ・三条市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書兼実績報告書
- ・領収書（接種対象者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名が明記されたもの）
- ・予防接種予診票（接種時に使用し、接種医及び保護者の署名等必要事項が記載されているもの）
又は当該予防接種の履歴が確認できるものの写し

※例：再接種日が令和元年7月15日の場合の6か月に達する日の属する月末は→令和2年1月31日



5 助成金の交付認定・支給

子どもの育ちサポートセンターで申請を受付後、助成金交付の審査を行い、「三条市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付決定及び額の確定通知書」を送付します。その後、助成金を支給します。